ボタン電池の 適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドライン (第3版)

2023年(令和5年)5月制定

- 般電池工業会

【第3版 一次電池部会ボタン電池回収推進委員会 委員名簿】

(会員会社名)

委員長 石川 順 マクセル株式会社

副委員長 遠藤 篤史 パナソニックホールディングス株式会社

委員 海老原 武彰 ファルタ・マイクロバッテリー・ジャパン株式会社

清水 一浩 セイコーインスツル株式会社

平石 勇治 FDK株式会社

平井 実 株式会社三菱電機ライフネットワーク

事務局 澤井 道則 一般社団法人 電池工業会

注)敬称略、委員名:アイウエオ順 所属名は2023年5月時点

目 次

序又	1
1. 本ガイドラインの適用範囲	
2. 水銀等の使用に関する表示等の情報提供の方法	1
3. 表示	1
4. カタログへの掲載	1
5. WEB への掲載	2
6. ガイドラインの見直し	2
附属書	5
① 一次電池におけるBAJ会員会社の水銀使用状況	8
② 水銀汚染防止法における電池への水銀使用規制の内容	3
③ 一般社団法人 電池工業会によるボタン電池回収処理事業の概要	4
④ 一次電池における無水銀表示の例	4

序文

- かつて電池における水銀の2大用途は、乾電池と水銀電池であった。日本の電池業界は水銀削減を 進め、乾電池は1992年(全社無水銀化)、水銀電池は1996年(製造・販売終了)、ともに20年以上前に 対策を完了し、その後はボタン電池(酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池を指す。以下 同じ。)において、ごく微量ながら水銀使用が残っていたが、2020年をもって全面無水銀化を完了した (*1<u>附属書①</u>を参照)。これらのボタン電池における水銀使用は、「水銀による環境の汚染の防止に 関する法律」(以下「水銀汚染防止法」という。)による規制の対象となっている(*2<u>附属書②</u>を参照)。
- このガイドラインは、経済産業省及び環境省が策定した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」(以下「政府ガイドライン」という。)を踏まえ、ボタン電池の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。が自主的に取り組むべき、当該ボタン電池の適正分別・排出の確保、及び水銀フリー製品の購入選択促進のための表示等情報提供に関する具体的な方法について解説したものである。

<第3版改訂ポイント>

- ・電池工業会会員の無水銀化完了等、実態に即した文言変更
- 記述の簡素化
- ・附属書のグラフと画像の更新

1. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、一般社団法人電池工業会(以下「BAJ」という。)の会員企業が日本国内で販売するボタン電池に適用する。BAJ会員でない企業が本ガイドラインに準拠することを妨げないが、後述のボタン電池回収事業(*3附属書3を参照)に参加するためには、BAJに加入し、ボタン電池回収推進センターの事業推進会社になることが必要である。

2. 水銀等の使用に関する表示等の情報提供の方法

ボタン電池への水銀等の使用に関する表示等の情報提供は、次に掲げる3つの方法について、後述する 箇条 3~5 に従って実施する。原則として、3つの方法全てを実施することが望ましい。

- a)表示
- b) カタログへの掲載
- c) WEB への掲載

注記:表示とは、「製品本体又はそれに付随するもの(添付文書その他の取扱説明書やパッケージ) に、 水銀使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと」である(政府ガイドラインの「用語の定義」 による。)。

3. 表示

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、次の要領で表示する。

- a) 水銀を意図的に添加していないボタン電池のパッケージに、鮮明かつ明瞭、容易に消えない方法で、 無水銀である旨を表示する。表示に際しては、「水銀0(ゼロ)使用」を基本とする。
- b) ただし、個社判断での本体表示を妨げない。表示に際しては、「Hg0%」を基本とする。

4. カタログへの掲載

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、次の要領でカタログに掲載する。

- a) 商品ごと、または商品群への無水銀表示
- b) ボタン電池回収の案内

例: 「弊社は一般社団法人電池工業会の一員としてボタン電池回収事業を推進しています。使用済みのボタン電池は、回収協力店までお持ちください。詳しくは、ボタン電池回収サイト

(http://www.botankaishu.jp/m/top.php)をご覧ください。」

5. WEB への掲載

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、ボタン電池のトップページまたはそれに準じる場所に、次の要領でホームページに掲載する。ただし、ホームページを有しない場合は、この限りではない。

- a) ボタン電池の種類
 - 例:「ボタン電池には次の3種類があります。
 - ①腕時計に使用する酸化銀電池(形式記号SR)
 - ②各種小型電子機器に使用するアルカリボタン電池(形式記号LR)
 - ③補聴器に使用する空気亜鉛電池(形式記号PR)
 - ※リチウムコイン電池(形式記号CRまたはBR)では、もともと水銀は一切使用されていません。」
- b) ボタン電池への水銀使用状況と表示
 - 例:「一般社団法人電池工業会会員のボタン電池は全て無水銀です。 パッケージには無水銀である旨を表示しています。」
- c) 使用済みボタン電池の処分方法
 - 例:「一般社団法人電池工業会では2009年から、水銀の適正処理を目的として、ボタン電池回収事業 に取り組んでおり、弊社も会員企業の一員としてこの事業を推進しています。使用済みのボタン 電池は、回収協力店までお持ちください。詳しくは、ボタン電池回収サイト

(http://www.botankaishu.jp/m/top.php)をご覧ください。」

6. ガイドラインの見直し

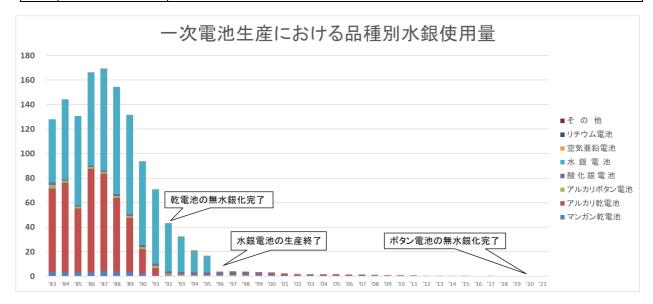
このガイドラインは、関連法規の動向、自治体等の分別・回収状況等に応じて、適宜見直すものとする。

第1版 平成 28年 11月 発行 第2版 平成 29年 8月 発行 第3版 令和 5年 5月 発行

附属書 (参考)

① 一次電池におけるBAJ会員会社の水銀使用状況(国内市場向け)

	電池の種類	水銀の使用状況
マンガン乾電池		かつて使用していたが、1991年に全て無水銀化
アルカリ乾電池		かつて使用していたが、1992年に全て無水銀化
水銀電池		1996年に製造・販売中止
リチウムー次電池		もともと水銀は全く使用していない
電池が	酸化銀電池	2017年に全て無水銀化
	アルカリホ・タン電池	2018年に全て無水銀化
ピン	空気亜鉛電池	2020年に全て無水銀化



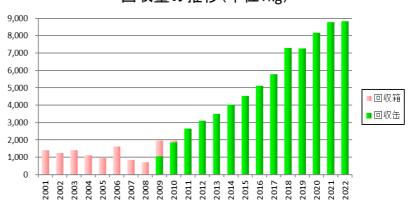
② 水銀汚染防止法における電池への水銀使用規制の内容

対象電池	規制値	規制開始日
・ボタン形酸化銀電池	水銀使用量が電池重量当たり 1%未満であること	2018年 1月 1日
・ボタン形空気亜鉛電池	水銀使用量が電池重量当たり 2%未満であること	2018年 1月 1日
・ボタン形アルカリマンガン電池	水銀を使用していないこと	2020年12月31日
・上記以外の全ての電池	水銀を使用していないこと	2018年 1月 1日

- ② 一般社団法人 電池工業会によるボタン電池回収処理事業の概要
 - ▶ ボタン電池に含まれる水銀の適正処理を目的として、2009年度から始まったBAJによる自主取組で、ボタン電池を販売する小売店に回収缶を設置して、無償で回収・適正処理を行っている。BAJ会員のボタン電池は2020年に全面無水銀化したが、市場から排出される古いボタン電池にはまだ水銀が含まれていると考えられることから、現在もこの事業を実施している。
 - ▶ 回収対象電池: BAJ会員が製造・販売したボタン電池(酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池)。リチウムコイン電池はもともと水銀を使用しておらず、回収の対象外。
 - ▶ 法的根拠:産業廃棄物広域認定(第169号)を取得して実施。
 - ボタン電池の回収は、従来から電池メーカー各社によって行われてきた(下のグラフの「回収箱」部分)が、2009年度に運営をBAJに一元化し、回収協力店の登録と公開を行った。水銀汚染防止法の後押しもあり、回収量は伸び続け、従来レベルの約6倍に達している(下のグラフの「回収缶」部分)。
 - ボタン電池回収についての詳細は、ボタン電池回収サイト(http://www.botankaishu.jp/m/top.php)を 参照されたい。



回収量の推移(単位:kg)



④ 一次電池における無水銀表示の例

【ボタン電池(BAJ会員)】







【乾電池】



